

# 子どもの権利に関する講演会

なぜ、いま、子どもの権利条例なのか？

～こども基本法元年を迎えて～

講師 **喜多 明人 氏** (早稲田大学名誉教授)

石狩市は、子どもの権利に関する条例の策定に向けて動きだしました。

なぜ、いま子どもの権利条例なのか、長年にわたり子どもの権利について研究し、携わってこられた喜多明人氏にお話していただきます。

また、子どもの権利条例に関する先進的な事例を石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会アドバイザーの松倉聡史氏にご紹介していただき、石狩市らしい子どもの権利条例について考えてみましょう。

## 子どもの権利条例事例報告

石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会アドバイザー

松倉 聡史 氏 (旭川市立大学短期大学部教授)

この事業はサマー  
ジャンボ宝くじの  
収益金を活用して  
実施しています。



子どもの権利って  
なあに？

大人はどう関わ  
ればいいのか？

●参加費：無料

●定員：100名

●申込み：QRコード→



または電話・FAX・メール

○講演会名・氏名・年齢・連絡先、手話通訳・託児  
(先着6名)の有無をお知らせください

●月日：8月26日(土)

●時間：14時～15時45分

●場所：総合保健福祉センター  
りんくる2階交流活動室

●申込期間 8/1(火)～17(木)

<申込・問い合わせ先>

石狩市保健福祉部子ども政策課

Tel: 0133-72-3631 FAX: 0133-75-1340

E-mail: k-ssk@city.ishikari.hokkaido.jp

# 「8.26 子どもの権利に関する講演会」

## 参加申込書

送信日／令和 年 月 日

石狩市保健福祉部子ども政策課 宛

FAX：0133-75-1340

e-mail：[k-ssk@city.ishikari.hokkaido.jp](mailto:k-ssk@city.ishikari.hokkaido.jp)

(よみがな) 申込者氏名		年齢 (申込時点) (いずれかに○)	・18歳未満 ・18～29歳 ・30歳代・40歳代 ・50歳代・60歳代 ・70歳以上	
電話番号		住所	市内・市外 (いずれかに○)	
メールアドレス				
手話通訳	希望あり	・	希望なし (いずれかに○)	
託児 (先着6名)	希望あり	・	希望なし (いずれかに○)	
託児希望の 場合	お子さん の性別	男・女 (いずれかに○)	お子さん の年齢 (申込時点)	歳

※8月17日（木）までにお申し込みください。